

令和4年度土木関係設計単価改定（令和5年3月1日適用）に伴う 設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置について（概要）

1 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第2項に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、次の契約書の規定により業務委託料の変更協議を行うことができる。

- (1) 土木設計業務等委託契約書 第57条
- (2) 測量調査等委託契約書 第56条
- (3) 業務委託契約書 第24条
- (4) 建築設計業務委託契約書 第57条
- (5) 建築工事監理業務委託契約書 第45条
- (6) 用地調査等業務委託契約書 第56条
- (7) 登記事務委託契約書 第56条

2 具体的な取扱い

令和5年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、改定前の技術者単価と労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方針により算出された業務委託料に契約を変更する。

※ 変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された業務価格

k ：当初契約の落札率